

(「日本国憲法」小栗(2005)資料)

3, 人権とはなにか

1、人権の内容

(1) 自由権

「国家からの自由」 国家が個人の領域に対して、権力的に介入することを排除する。

(2) 参政権

国民の国政に参加する権利。請願権、選挙権など。

(3) 社会権

社会的・経済的弱者を守るために保障される権利。「20世紀的人権」ともいわれる。

(4) 国務請求権(受益権)

裁判を受ける権利、国家賠償請求権など

(5) 法の下での平等(平等権)

(6) 包括的人権(幸福追求権など)

(5)(6)は人権の中での「総論的な権利」とされる

しかし、この内容の分類自体は相対的なものであって、人権が二つの内容に係わって、展開されることもある。現代的な「表現の自由」として「知る権利」「自己情報コントロール権」などがその例。

2、人権という考え方の発生・発展

(1) 17～18世紀の近代立憲主義の生成

17世紀のイギリス

近代の立憲主義 = 「法の支配」と議会主権の母国とされる

憲法的法律とされる文書 = マグナ・カルタ(1215年)、権利請願(1628年)、
権利章典(1689年)

それらの憲法を支える憲法思想として、ジョン＝ロックの考え方があげられる(「市民政府論」(1690年)。社会契約説、プロパティの権利(個人が固有にもつ権利)、信託論、

18世紀のアメリカ

独立宣言(1776年)および各州(state)の憲法

「すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪い難い 天賦の権利を付与され、その中に、生命・自由および幸福追求の権利が含まれることを信ずる」

「そして、いかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し・・・新たな政府を組織する権利を有する」 抵抗権、革命権

18世紀のフランス

人および市民の権利の宣言（1789年）

「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。」（第1条）

「あらゆる政治的な団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である。」（第2条）

（2）19世紀の憲法

権利が具体的に保障されるには、さらに「権利のための闘争」が必要だった

イギリス 普通選挙権実現の運動（例 チャーチストの運動）

アメリカ 奴隷解放をめざして

遅れて出発した後発資本主義国（ドイツ、イタリー、ロシア、日本など）の憲法

1870年 プロイセン憲法

1889年 大日本帝国憲法

その特徴 君主（天皇）の強大な権限

議会の権限は弱い

権利規定が貧弱（「法律の範囲内」でのみ保障される）

こういう特徴を「外見的立憲主義」という

（3）第1次世界大戦後の「新しい人権」=社会権の提唱

ワイマール憲法（1919年）

「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」（151条）

「母性は、国の保護および配慮を求める権利を有する」（119条3項）

ロシア社会主義連邦共和国憲法（1918年）

世界ではじめての社会主義憲法 = 「搾取された者の権利」という考え方、しかし・・・